

(考査において指摘した主な事例等の根拠規定並びに具体的内容及び注意点)

* 根拠規定等はいずれも当該事例の発生時の条項を記載

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
1	区分管理必要額算出 (金商法第 43 条の 3、 金商業府令第 143 条、 143 条の 3)	取引所為替証拠金取引にかかる顧客区分管理必要額について算出方法に誤りがありました。 ⇒取引参加者等は、顧客から受領した証拠金を全て金融取に預託する必要がありますが、金融取への預託時限以降に顧客から証拠金の差し入れを受けた場合、受領した証拠金の額が顧客区分管理必要額になります。これに評価損益その他を加減算してはなりません。
2	交付書面 (金商業府令第 99 条)	取引報告書(契約締結時交付書面)の記載事項について、「営業所又は事務所の名称」の記載漏れがありました。 ⇒営業所又は事務所が本店のみのインターネット専業事業者の場合であっても、「本店」又は「本社」を記載しなければなりません。
3	交付書面 (金商業府令第 100 条)	取引報告書(契約締結時交付書面)の記載事項について、「顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法」の記載漏れがありました。 ⇒「顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法」の記載には、契約締結時交付書面に直接記載する方法、又は計算方法を掲載したホームページの URL を記載する方法があります。URL を記載する場合は、参照先画面で顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法を具体的に記載することが必要です。
4	交付書面 (協会の金融先物取引業務取扱規則第 21 条第 2 項第 1 号、第 2 号)	取引報告書(契約締結時交付書面)及び顧客が預託すべき証拠金を受領した旨を記載した「証拠金受領書」の記載事項について、「顧客が当該書面を受け取ったときは、その記載内容を確認すること」、「当該書面の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、会員の担当責任者に直接照会すること」の記載漏れがありました。 ⇒以上の記載事項は、左記規則で要件として定められており、省略することはできません。
5	口座設定約諾書の変更 (受託契約準則第 6 条の 2 第 3 項、第 6 条の 2 の 2 第 3 項)	顧客から、金融取の定める為替証拠金取引口座設定約諾書の差入れを求めるべきところ、その内容を変更していました。 ⇒口座設定約諾書の内容を取引参加者が変更してはいけません。

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
6	<p>口座設定約諾書の内容不備</p> <p>(受託契約準則第6条の2第3項、第6条の2の2第3項、協会の金融先物取引業務取扱規則第9条第1項)</p>	<p>金融取が口座設定約諾書の変更を行った際は、新たな顧客に対して新様式の約諾書の差入れを求め、既存顧客については、新様式の約諾書への差換え又は変更契約の締結を求めるところ、変更前の旧様式の約諾書の差入れを受けていました。</p> <p>⇒金融取が口座設定約諾書の変更を行った際は、新たな顧客については新様式の約諾書の差入れを求めるとともに、既存顧客については、新様式の約諾書への差換え又は変更契約を締結することが必要になります。なお、金融取では、取引参加者の取次者向けには「口座設定約諾書に準じた契約書」のサンプルを提供しています。</p> <p>最新の口座設定約諾書は金融取 HP の規則・規程・制度要綱等よりダウンロードが可能です。取次者向けの「口座設定約諾書に準じた契約書」は、金融取の証拠金営業部までご請求ください。</p>
7	<p>取引開始基準</p> <p>(協会の金融先物取引業務取扱規則第7条)</p>	<p>顧客が取引所為替証拠金取引口座を開設するにあたり、取引開始基準に関して具体的な資力基準が定められていませんでした。</p> <p>⇒顧客の取引経験、資力その他必要と認める事項について、取引開始基準を定めなければなりません。</p>
8	<p>勧誘・説明態勢</p> <p>(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-2)</p>	<p>顧客属性等に即した適正な投資勧誘の履行に不十分な点が見られました。</p> <p>⇒顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に留意し、顧客属性等に即した適正な投資勧誘を行う必要があります。また、内部管理部門は、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、その実効性を確保するための態勢構築に努めなければなりません。</p> <p>【例】電話の通話録音や営業日誌等で、顧客の勧誘状況を事後的に検証できる態勢を構築する、など。</p>
9	<p>勧誘・説明態勢</p> <p>(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-2)</p>	<p>営業員(外務員)の外務行為の適正性確保の観点から実施する、営業員の勧誘実態を把握するための内部管理態勢の整備が不十分でした。</p> <p>⇒顧客属性等に即した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令遵守を徹底するため、以下のような対応が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各営業部門における管理責任者等が、必要に応じて顧客と直接面談等を行うこと等により、勧誘実態等の把握に努める。 ・内部管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等の具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底する。

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
10	顧客取引の管理 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(1)①、②、協会の金融先物取引業務取扱規則第19条)	<p>顧客の取引実態のモニタリングを行うにあたり、ヒアリングを行う基準や実施要領を規程に定めていませんでした。あるいは、定めているものの、資力等の顧客属性を勘案せず一律の抽出基準に基づき行うため、取引実態を把握できる態勢ではありませんでした。また、モニタリングの実施結果を記録に残していませんでした。</p> <p>⇒顧客の取引実態のモニタリングに係る実施要領等の社内規程を定め、顧客属性等を踏まえた抽出基準に基づき顧客取引実態のモニタリングを行う必要があります。例えば、取引実態の抽出基準として、顧客口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等があります。</p> <p>モニタリングの実施結果及び顧客に確認した内容は記録に残し、取引実態を的確に把握するとともに、その状況を検証し、必要に応じて当該方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制構築に努める必要があります。</p>
11	営業員管理態勢関係 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2(1)①、②イ及びハ)	<p>営業員の勧誘実態の把握・検証のために導入している通話録音、営業日誌について、実効性のある活用を行っていたとは認められませんでした。通話録音に関しては、営業員の勧誘実態の実態把握を行うための検証は行っておらず、また検証が行えるような管理態勢も構築していませんでした。営業日誌に関しても、受注結果のみの記載に留まり、営業員による顧客へのアドバイス、顧客の反応等が具体的に記載されていませんでした。また、内部管理責任者による営業日誌記載内容の改善指導を行った記録がありませんでした。</p> <p>⇒勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、顧客と直接面談等を行うなどによりその実態の把握に努め、適切な措置を講じる必要があります。内部管理部門においては、勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築する必要があります。</p>
12	ロスカット管理 (金商法第40条第2号、金商業府令第123条第1項第21号の2、受託契約準則第28条の7の2、第28条の8、協会の金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則)	<p>ロスカット取引の取扱いその他必要な事項が社内規程として定められていませんでした。</p> <p>⇒ロスカット取引の取扱いその他必要な事項を社内規程として定めるとともに、取引所規則、協会規則及び自社が定めた基準に則り、ロスカットが適正に処理されていることを検証する必要があります。</p> <p>【主な基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスカット監視間隔が適正か ・ロスカット処理後の証拠金維持率が適正か ・ロスカット判定時刻と執行時刻の差が適正か <p>また、ロスカット執行状況について、定期的又は必要に応じて取締役会等に報告することも必要です。</p>

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
13	個人情報保護 (金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ(1)1-4、Ⅲ-5-1、3、4)	個人情報の外部委託先の監督に関する社内規程等が定められていませんでした。 ⇒個人情報を外部委託する場合は、外部委託先を監督するための取扱規程を整備するよう左記のガイドラインで求められています。 具体的には、①委託先の選定基準 ②委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容、を定める必要があります。
14	個人情報保護 (金融分野における個人情報保護に関するガイドライン実務指針Ⅲ-5-3)	個人情報の外部委託先との契約書において、必要な項目が満たされていませんでした。 ⇒個人情報の外部委託先との委託契約において盛り込むべき安全管理に関する事項は、左記のガイドラインでも示されており、漏れなく記載する必要があります。
15	個人情報保護 (個人情報保護に関するガイドライン第12条、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅲ-5-4)	個人情報の外部委託先に対し、定期的な安全管理措置の確認が行われていませんでした。 ⇒個人情報を外部委託するときは、外部委託先の監督として、委託契約上の安全管理措置の遵守状況を定期的にモニタリングする必要があります。特に、取引システムを外部委託している場合、顧客データへのアクセス管理の状況、及びシステムの運用状況等を監督することが左記のガイドラインでも求められています。
16	反社会的勢力に関する被害の防止 (企業の反社会的勢力による被害を防止するための指針、協会の反社会的勢力との関係遮断に関する規則第4条、第10条、第11条)	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針が公表されておらず、基本方針を実現するための社内規程が定められていませんでした。 ⇒反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定するとともに、公表しなければなりません。また、基本方針を実現するための社内規程を制定する必要があります。さらに、当該社内規程の遵守及び反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢整備等のため、社内研修を実施するなど役職員の啓蒙に努めなければなりません。

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
17	反社会的勢力に関する被害の防止 (企業の反社会的勢力による被害を防止するための指針、協会の反社会的勢力との関係遮断に関する規則第5条)	インターネットによる口座開設において、反社会的勢力でない旨の確約書を顧客が電子的に確認の上提出させるべきところ、設定に不具合があり徹底されていませんでした。 ⇒口座開設時に、全ての顧客から漏れなく反社会的勢力でない旨の確約を受ける必要があります。インターネット上で電子的に提出を受ける場合には、当該書面へのリンクが正しく設定されていなければなりません。
18	苦情処理態勢 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-5-1(2)②~⑤)	顧客から苦情を受付けたにもかかわらず、社内規程に基づく報告がなされておらず、また、記録が適切に保存されていないなど、勧誘態勢の改善や再発防止策の策定等に関する内部管理態勢が不十分な状況でした。 ⇒苦情等対処の担当者を適切に配置するとともに、主管部署及び担当者は、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しなければなりません。また、苦情等に関し、社内規程等に基づき適正に業務が運営されるよう、研修その他の方策により社内に周知・徹底する等の態勢を整備することが必要です。
19	金融商品取引責任準備金 (金商法第46条の5、金商業府令第175条第1項)	金融商品取引責任準備金について、積み立てが行なわれていませんでした。 ⇒金融商品取引業者は、金商業府令で定めるところにより、事業年度毎に、金融商品取引責任準備金を積み立てなければなりません。要積立額は、金商業府令で定める規則に則り、期中の売買高等を元に算出します。 なお、取引参加者の取次者も、金融商品取引責任準備金を積み立てなければなりません。
20	システムリスク管理態勢 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-8(1)⑨⑩、金融商品取引業者等検査マニュアルⅡ-1-25.(5)(6))	取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に係るシステム障害訓練が実施されていませんでした。 ⇒システム障害訓練は、全社レベルで、かつ、システムを外部委託しているときは外部委託先等と合同で、定期的実施することが求められています。これに加え、外部委託先を含めた報告態勢及び指揮・命令系統が明確か否かも検証することが必要です。

NO	項目 (根拠規定等*)	具体的内容 ⇒注意点
21	システムリスク管理態勢 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-8(1)④⑤)	取引参加者の社内システムのIDについて、退職者や他部門への異動者が生じた際に、本来削除すべきところ、削除せずに残っていました。 ⇒職員の権限に応じて、必要な範囲に限定されたアクセス権限を付与する必要があります。サイバー攻撃への未然防止の観点からも、ID・パスワードの適切な管理、不要なIDの削除を励行してください。
22	内部監査業務態勢の整備 (金融承認取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1(1)④)	内部監査部門は、非監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で内部監査計画を立案していませんでした。また、内部監査報告書及び内部監査結果指示書における問題点の指摘や改善指示について、曖昧で具体性に乏しい記載が散見され、指摘を受けた被監査部門の改善報告書においても、具体性がなく、期限がないなど、不十分な点が見られました。 ⇒内部監査部門は、全ての業務を監査対象として、リスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で内部監査計画を立案する必要があります。また、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しなければなりません。
23	内部監査 (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1(1)④)	営業員の外務行為に対する内部管理態勢について、実効性のある内部監査が行われていない事例が見られました。また、内部監査について、監査すべき項目の不足や、監査実施内容及び監査証跡の記録が残されていない等、不十分な点が見られました。 ⇒内部監査部門は、営業員の外務行為の適正性を確保するための内部管理態勢が十分に整備されていない状況を見落とすなど、その役割を果たしていませんでした。 内部監査部門は、内部管理態勢等の適切性及び有効性を検証するために、その機能を確実に発揮できる態勢を備えていなければなりません。 そのため、内部監査においては、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で内部監査計画を立案し、効率的かつ実効性ある内部監査を実施することが求められています。 また、内部監査報告書及び監査にて確認した証跡等の記録は、被監査部門の業務改善に資するよう具体的に記載してください。